

特定非営利活動法人ほっと・ステーションらら定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ほっと・ステーションららという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市南成瀬2丁目32番11号クレスト南成瀬Ⅱ2-11に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、心身に障がいがある児者とその家族、地域住民に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業（移動支援事業を含む）、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援事業を含む）及び障害児相談支援事業、障がい児者・高齢者訪問支援事業、健康保険法・介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業、介護保険法に基づく訪問介護事業、介護保険法に基づく第一号事業、地域福祉に関する啓発事業等を行い、障がい児者や高齢者の自立支援を図ることで障害のある者もない者も地域の中で社会の一員として自分らしく、健康でよりQOL（Quality Of Life）の高い生活を送ることができる社会の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（移動支援事業を含む）
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援事業を含む）
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 障がい児者・高齢者を対象とする訪問支援事業
- (7) 健康保険法・介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業
- (8) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (9) 介護保険法に基づく第一号事業
- (10) 地域福祉に関する啓発事業
- (11) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失したものとみなすことができる。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上9人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることのできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その他の方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に関する事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに作成した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する次の事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	三富千恵子
副理事長	豊川 達記
副理事長	唯野すみれ
副理事長	小野 美穂
理 事	西嶋 久恵
理 事	足立 克子
理 事	荻野 淳子
理 事	小林 保子
監 事	岡田五百子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員 (個人・団体)	5,000円
	賛助会員 (個人)	一口 1,000円 (一口以上)
	(団体)	一口 10,000円 (一口以上)

7. この法人の会費は、平成20年4月20日総会の決議により、平成20年度から、次に掲げる額に変更する。

正会員 入会金 (個人・団体) 5,000円

正会員の年会費は無料とする。

賛助会員年会費（個人） 一口 1,000円（一口以上）
(団体) 一口 10,000円（一口以上）

8. この定款第54条を平成30年5月13日の総会の決議により表記の通り変更する。
9. この定款は平成31年 4月11日から施行する。
10. この定款第2条を令和元年7月12日の総会の決議により表記の通り変更する。
11. この定款は令和4年 1月 5日から施行する。
12. この定款は令和4年 4月28日から施行する。
13. この定款は令和5年 7月21日から施行する。
14. この定款は令和 年 月 日から施行する。

以上

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人ほっと・ステーションらら

1 事業実施の方針

当法人では、これまで行っていた居宅介護事業、移動支援事業、特定相談支援事業、居宅訪問児童発達支援事業、障害児相談支援事業、訪問看護事業及び八王子市を中心とした特定相談支援事業、障害児相談支援事業、訪問介護事業、第一号事業を運営してきた。

今まで行ってきた障がい児者訪問支援事業の対象者を高齢者にも広げ、訪問支援事業を展開することにより、介護保険の利用者、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者へのサービス提供をより充実させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 65,505 千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	重度障がい児者を対象に、居宅介護事業、重度訪問事業のサービス提供を行う。	週5日 10:00～17:00	利用者宅	31人	町田市、相模原市等	38人	25,646
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	医療的ケア者を含む重度障がい者を対象に、特定相談支援事業のサービス提供を行う。	週5日 9:00～16:00	法人事業所「相談支援みつばち」	3人	町田市	21人	1,946
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	医療的ケア者を含む重度障がい者を対象に、特定相談支援事業のサービス提供を行う。	週3日 10:00～16:00	八王子事業所「相談支援こそもす」	2人	八王子市等	23人	1,365
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援事業を含む)	重度障がい児者を対象に移動支援事業のサービス提供を行う。	週5日 10:00～17:00	利用者活動場所	31人	町田市等	19人	497
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援事業を含む)	高度な医療的ケア等により外出困難な重度障がい児を対象に自宅における児童発達支援のサービスを行う。	週5日 10:00～16:00	利用者宅	6人	町田市等	8人	3,163
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	医療的ケア児を含む重度障がい児を対象に、障害児相談支援事業のサービスを行う。	週5日 9:00～16:00	法人事業所「相談支援みつばち」	3人	町田市	17人	1,800
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	医療的ケア児を含む重度障がい児を対象に、障害児相談支援事業のサービスを行う。	週3日 10:00～16:00	八王子事業所「相談支援こそもす」	2人	八王子市多摩市等	15人	1,100
障がい児者・高齢者を対象とする訪問支援事業	外出することが難しい重度障がい児者や高齢者が生活や活動を充実するための支援を行う。	週5日 10:00～16:00	利用者宅	6人	町田市多摩市等	3人	63

健康保険法・介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業	重度障がい児者を対象に訪問看護事業のサービス提供を行う。	週 6 日 9:00～ 18:00	利用者宅	8 人	八王子市 多摩市等	40 人	28,968
介護保険法に基づく訪問介護事業	介護保険の利用者を対象に訪問介護事業のサービス提供を行う。	週 5 日 10:00～ 17:00	利用者宅	31 人	町田市等	5 人	672
介護保険法に基づく第一号事業	介護保険第一号事業の利用者を対象に訪問介護事業のサービス提供を行う。	週 5 日 10:00～ 17:00	利用者宅	31 人	町田市等	3 人	282
地域福祉に関する啓発事業	町田市福祉懇談会、相談支援事業者連絡会、多摩療育ネットワー等に参加し、関係機関とともに地域福祉の向上を図る。	随時	都立小児総合医療センター等各開催場所	5 人	町田市及び多摩地域の福祉医療関係者	約 100 人	—

(2) その他の事業

該当ありません。

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人ほっと・ステーションらら

1 事業実施の方針

昨年度利用対象者を高齢者まで広げた障がい児者・高齢者訪問支援事業を含め、居宅介護事業、移動支援事業、特定相談支援事業、居宅訪問児童発達支援事業、障害児相談支援事業、訪問看護事業及び八王子市を中心とした特定相談支援事業、障害児相談支援事業を運営していく。

これらの事業により、介護保険の利用者、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者へのサービス提供を充実させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 65,537 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	重度障がい児者を対象に、居宅介護事業、重度訪問事業のサービス提供を行う。	週5日 10:00～ 17:00	利用者宅	31人	町田市、 相模原市等	38人	25,646
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	医療的ケア者を含む重度障がい者を対象に、特定相談支援事業のサービス提供を行う。	週5日 9:00～ 16:00	法人事業所「相談支援みつばち」	3人	町田市	21人	1,946
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	医療的ケア者を含む重度障がい者を対象に、特定相談支援事業のサービス提供を行う。	週3日 10:00～ 16:00	八王子事業所「相談支援こそもす」	2人	八王子市等	23人	1,365
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援事業を含む)	重度障がい児者を対象に移動支援事業のサービス提供を行う。	週5日 10:00～ 17:00	利用者活動場所	31人	町田市等	19人	497
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援事業を含む)	高度な医療的ケア等により外出困難な重度障がい児を対象に自宅における児童発達支援のサービスを行う。	週5日 10:00～ 16:00	利用者宅	6人	町田市等	8人	3,163
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	医療的ケア児を含む重度障がい児を対象に、障害児相談支援事業のサービスを行う。	週5日 9:00～ 16:00	法人事業所「相談支援みつばち」	3人	町田市	17人	1,800
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	医療的ケア児を含む重度障がい児を対象に、障害児相談支援事業のサービスを行う。	週3日 10:00～ 16:00	八王子事業所「相談支援こそもす」	2人	八王子市 多摩市等	15人	1,100
障がい児者・高齢者を対象とする訪問支援事業	外出することが難しい重度障がい児者や高齢者が生活や活動を充実するための支援を行う	週5日 10:00～ 16:00	利用者宅	10人	町田市 多摩市等	5人	95

健康保険法・介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業	重度障がい児者を対象に訪問看護事業のサービス提供を行う。	週6日 9:00～18:00	利用者宅	8人	八王子市 多摩市等	40人	28,968
介護保険法に基づく訪問介護事業	介護保険の利用者を対象に訪問介護事業のサービス提供を行う。	週5日 10:00～17:00	利用者宅	31人	町田市等	5人	672
介護保険法に基づく第一号事業	介護保険第一号事業の利用者を対象に訪問介護事業のサービス提供を行う。	週5日 10:00～17:00	利用者宅	31人	町田市等	3人	282
地域福祉に関する啓発事業	町田市福祉懇談会、相談支援事業者連絡会、多摩療育ネットワー等に参加し、関係機関とともに地域福祉の向上を図る。	随時	都立小児総合医療センター等各開催場所	5人	町田市及び多摩地域の福祉医療関係者	約100人	—

(2) その他の事業

該当ありません。

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）案

特定非営利活動法人 ほっと・ステーションらら

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費	正会員受取会費		0
2 受取寄附金	受取寄附金	100,000	100,000
3 受取助成金等	受取補助金	414,000	414,000
4 事業収益	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（移動支援事業を含む）収益 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業収益 町田市 " 八王子市 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益 町田市 " 八王子市 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援事業を含む）収益 障がい児者・高齢者を対象とする訪問支援事業収益 健康保険法・介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業収益 介護保険法に基づく訪問介護事業収益 介護保険法に基づく第一号事業収益 地域福祉に関する啓発事業収益	25,440,000 504,000 1,848,000 1,320,000 1,800,000 1,200,000 3,165,600 73,200 30,138,000 726,000 353,000 0	66,567,800
5 その他の収益	受取利息	1,100	1,100
経常収益計			67,082,900
【B】 経常費用			
1 事業費			56,141,230
(1) 人件費	給料手当 退職給付費用 福利厚生費 法定福利費	50,119,990 212,000 5,809,240	56,141,230
(2) その他経費	消耗品費 旅費交通費 備品購入費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 業務委託費 研修費 役務費 車両運搬費 保険料 雑費	579,200 1,510,400 430,000 220,000 0 3,333,000 942,850 58,000 803,550 1,060,320 315,422 112,000	9,364,742
事業費計			65,505,972
2 管理費			0
(1) 人件費	役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
(2) その他経費	諸会費 役務費 通信運搬費 旅費交通費		0
管理費計			0
経常費用計			65,505,972
当期 経常 増減額 【A】 - 【B】	...①		1,576,928
【C】 経常外収益			
固定資産売却益 過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期 経常外 増減額 【C】 - 【D】	...②		0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+②	...③		1,576,928
法人税、住民税及び事業税	...④		1,120,000
前期繰越正味財産額	...⑤		15,874,989
次期 繰越 正味財産額 ③-④+⑤			16,331,917

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）案

特定非営利活動法人 ほっと・ステーションらら

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費	正会員受取会費		0
2 受取寄附金	受取寄附金	100,000	100,000
3 受取助成金等	受取補助金	414,000	414,000
4 事業収益	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（移動支援事業を含む）収益 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業収益 町田市 " 八王子市 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益 町田市 " 八王子市 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援事業を含む）収益 障がい児者・高齢者を対象とする訪問支援事業収益 健康保険法・介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業収益 介護保険法に基づく訪問介護事業収益 介護保険法に基づく第一号事業収益 地域福祉に関する啓発事業収益	25,440,000 504,000 1,848,000 1,320,000 1,800,000 1,200,000 3,165,600 100,000 30,138,000 726,000 353,000 0	66,594,600
5 その他の収益	受取利息	1,200	1,200
経常収益計			67,109,800
【B】 経常費用			
1 事業費			56,171,240
(1) 人件費	給料手当 退職給付費用 福利厚生費 法定福利費	50,150,000 212,000 5,809,240	56,171,240
(2) その他経費	消耗品費 旅費交通費 備品購入費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 業務委託費 研修費 役務費 車両運搬費 保険料 雜費	579,200 1,512,400 430,000 220,000 0 3,333,000 942,850 58,000 803,550 1,060,320 315,422 112,000	9,366,742
事業費計			65,537,982
2 管理費			0
(1) 人件費	役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
(2) その他経費	諸会費 役務費 通信運搬費 旅費交通費		0
管理費計			0
経常費用計			65,537,982
当期 経常増減額 【A】 - 【B】	...①		1,571,818
【C】 経常外収益			
固定資産売却益 過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】	...②		0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+②	...③		1,571,818
法人税、住民税及び事業税	...④		1,120,000
前期繰越正味財産額	...⑤		16,336,996
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤			16,788,814